

## 半田市小規模企業等振興資金信用保証料助成金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、愛知県が定める小規模企業等振興資金（以下「融資」という。）を受けた中小企業者に対し、当該融資に係る愛知県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証料の一部を予算の範囲内で助成することにより、中小企業者の負担軽減を図り、事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱に基づく助成対象者は、融資の種類に応じて、それぞれ次に掲げる者とする。

- (1) 通常資金及び小口資金 半田市において申込を受けた融資に係る信用保証料を保証協会に支払った者
- (2) 災害復旧資金 半田市において申込を受けた融資に係る信用保証料を保証協会に支払った者又は支払う予定の者

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、信用保証料の50パーセント以内とし、融資の種類に応じて、それぞれ次に掲げる額を限度額とする。ただし、当該融資の繰上償還が含まれる場合は、これに0.5を乗じた額とする。これらの場合において、助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 通常資金及び小口資金 当該年度において総額で10万円
- (2) 災害復旧資金 1度の災害で10万円

### (交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金融機関からの貸付実行後30日以内に、信用保証料助成金交付申請書（以下「申請書」という。別記様式1）を市長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、要件に適合していると認めたときは助成金の交付を決定し、1か月毎にまとめ、速やかに請求者に助成金を交付するものとする。

### (適用除外)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の

交付をしないものとする。

- (1) 信用保証料の分割納付を希望した者
- (2) 資金使途において、当該融資制度以外の繰上償還を目的とする者
- (3) 第4条に規定する期間内に申請書を提出しない者
- (4) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納のある者

#### (助成金の返還)

第7条 市長は、第5条の規定により助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は融資に関し不正の行為があったとき。
- (2) この要綱又は市長の指示に違反したとき。
- (3) 第2条第2号で助成を受けた者のうち、信用保証料を支払わないとき。
- (4) 当該融資制度以外の借入金により当該融資制度の繰上償還をすることで信用保証料が返戻されたとき。

2 前項第4号の返還金額は、当初保証料から返戻金額を差し引いた金額に助成率(第3条の助成金の算出割合とする。)を乗じた金額を既交付助成金額から差し引いた金額とする。この場合、返還金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成11年12月20日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成12年10月16日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の半田市商工業振興資金信用保証料助成金交付要綱に基づいて作成された様式は、改正後の半田市商工業振興資金信用保証料助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 改正後の半田市商工業振興資金信用保証料助成金交付要綱の規定は、この規則の施行の日以後に金融機関からの融資を受けたものについて適用し、同日前に金融機関からの融資を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 信用保証料助成金交付申請書

年 月 日						
半田市長 殿						
郵便番号						
住所（営業場所）						
法人名（屋号）						
代表者（氏名）						
半田市小規模企業等振興資金信用保証料助成金交付要綱第4条に基づき、下記のとおり申請しますので、助成金の交付をお願いします。						
記						
申請金額 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td></tr></table> 円				0		0
			0		0	

融資金額	万円	融資期間	か月
------	----	------	----

融資年月日	年 月 日	保証料	円
-------	-------	-----	---

繰上償還の有無	有 ・ 無	※有の場合 算出された額の1/2の100円未満を切り捨てた額が助成金額になります。	
---------	-------	--	--

振込口座	金融機関名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

※半田市小規模企業等振興資金信用保証料助成金交付要綱第7条の規定に基づき、当該融資制度以外の借入金により当該融資制度の繰上償還をすることで信用保証料が返戻された場合、助成金の全部若しくは一部を返納します。  同意します。（チェックしてください。）

#### 【金融機関信用保証料支払証明】

上記の融資について、融資手続を完了し、保証料の支払を済ませたことを証明します。

取扱金融機関

代表者名